



2023年5月19日

各 位

会社名 明和産業株式会社
代表者名 代表取締役社長 吉田 毅
(コード番号 8103 東証プライム)
問合せ先 総務部長 福島弘久
(TEL.03-3240-9011)

当社取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

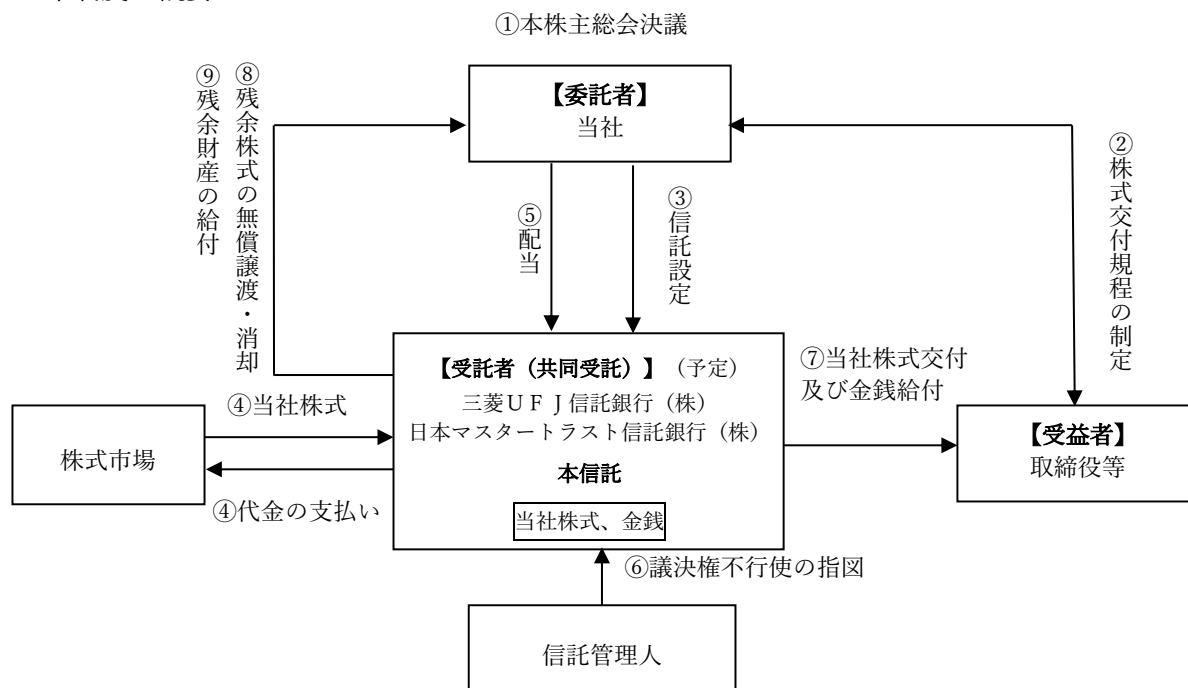
当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役及び執行役員（監査等委員、社外取締役、役員出向及び国内非居住者を除き、以下「取締役等」という。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することを決議し、本制度の導入に関する議案を2023年6月23日開催予定の2022年度定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等

- (1) 当社は、取締役等を対象として、中長期的な業績の向上、企業価値の増大への貢献意識を高めること及び株主との利害共有を促進することを目的として、会社業績及び株式価値との連動性が高い本制度を導入いたします。
- (2) 本制度の導入は、本株主総会において承認を得ることを条件とします。
- (3) 本制度は、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託と称される仕組みを採用します。これは、欧米の業績連動型株式報酬（Performance Share）及び譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）と同様に、役位や中期経営計画の達成度等に応じて、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）を取締役等に交付または給付（以下「交付等」という。）する制度です。
- (4) 当社は、役員報酬にかかる取締役会機能の独立性・客観性及び説明責任を強化することを目的とし、取締役会の諮問機関として、委員の過半数を社外取締役で構成する報酬諮問委員会を設置しております。本制度の導入については、報酬諮問委員会の審議を経ております。

2. 本制度の概要



- ① 当社は本株主総会において、本制度の導入に関する役員報酬の承認決議を得ます。
- ② 当社は取締役会において、本制度の内容に係る株式交付規程を制定します。
- ③ 当社は、①の本株主総会で承認を受けた範囲内で取締役等に対する報酬の原資となる金銭を拠出し、受益者要件を満たす取締役等を受益者とする信託（以下「本信託」という。）を設定します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得します。本信託が取締役等に対する交付等の対象として取得する株式数は①の本株主総会で承認を受けた範囲内とします。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対する配当は、他の当社株式と同様に行われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 取締役等は、信託期間中、当社の株式交付規程に従い、一定のポイントの付与を受けた上で、受益者要件を満たした場合に、かかるポイント数のうち、50%に相当する当社株式の交付を受け、残りのポイント数に相当する当社株式については、信託契約の定めに従い、本信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭を受領します。
- ⑧ 信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより本制度またはこれと同種のインセンティブプランとして本信託を継続利用するか、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。
- ⑨ 本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、当社及び取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

※ なお、当社は、取締役等に対する交付等の対象とする当社株式の取得資金として、本株主総会で承認を受けた範囲内で、本信託に対し追加で金銭を拠出する可能性があります。

3. 本制度の内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が掲げる中期経営計画期間である3事業年度(以下「対象期間」という。)を対象として、役位及び中期経営計画の達成度等に応じて、当社株式等の交付等を行う制度です。当社は、本日開催の取締役会で、2023年度から2025年度を対象事業年度とする中期経営計画を決議し、対外開示を行いました。なお、本信託の継続(下記(4)②に定める。)が行われた場合には、以降の中期経営計画に対応する3事業年度をそれぞれ対象期間とします。

(2) 本制度導入にかかる本株主総会決議

本株主総会において、本信託に拠出する信託金の上限額及び取締役等に対して交付等が行われる当社株式等の上限数その他必要な事項を決議いたします。

(3) 本制度の対象者(受益者要件)

取締役等は、以下の受益者要件を満たしていることを条件に、本制度から株式交付ポイント数(下記(5)に定める。)に応じた数の当社株式等の交付等を受けます。

- ① 対象期間中に取締役等であること
- ② 自己都合で退任した者(傷病等やむを得ない事由による退任を除く。)及び在任中に一定の非違行為等により辞任または解任された者でないこと
- ③ その他本制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件を満たしていること

(4) 信託期間

① 本信託の信託期間

2023年8月(予定)から2026年8月(予定)までの約3年間とします。

② 本信託の継続

信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、本信託の信託期間を延長し、当社は延長された信託期間ごとに、株主総会の承認を得た信託金の上限額の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイントの付与を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式(取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。)及び金銭(以下「残存株式等」という。)があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会で承認を得た信託金の上限額の範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に信託期間を再延長することがあります。

(5) 取締役等に交付等が行われる当社株式等

信託期間中の毎年一定の時期に、取締役等に対して、役位別の報酬額を基礎として計算されるポイント(以下「基準ポイント」という。)が付与され、対象期間の最終事業年度末日直後の一定の時期(当初対象期間については2026年を予定)に、対象期間に応じた基準ポイント数の累積値に業績連動係数を乗じて計算されるポイント数(以下、「株式交付ポイント数」と

いう。)に基づき、交付等を行う当社株式数が決定されます。

業績連動係数は、対象期間における中期経営計画の達成度等に応じて 0%~150%の範囲で変動します。(※)

※当初対象期間については、ROE等を業績評価指標とする予定です。

1ポイントにつき当社株式1株とし、1ポイント未満の端数は切り捨てます。ただし、当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等を行った場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数及び本信託から交付等が行われる当社株式等の上限株数(下記(7)に定める。)を調整します。

(6) 取締役等への当社株式等の交付等の方法及び時期

受益者要件を満たした取締役等は、対象期間終了後、株式交付ポイント数の50%に相当する数の当社株式(単元未満株式については切り捨てる。)の交付を本信託から受け、残りの株式交付ポイントに相当する数の当社株式については、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

ただし、取締役等が死亡した場合は、その時点までに累積した基準ポイント数に応じた当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭について、当該取締役等の相続人が本信託から給付を受けるものとします。また、取締役等が海外赴任することとなった場合には、その時点までに累積した基準ポイント数に応じた当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭について、当該取締役等が海外赴任日までに本信託から給付を受けるものとします。

(7) 本信託に拠出する信託金の上限額及び本信託から交付等が行われる当社株式等の上限数

当社が本信託に拠出する信託金の上限金額は、3事業年度あたり1億5,000万円(※)とします。

※本信託による株式取得資金及び信託報酬・信託費用の合算金額とします。

本信託から交付等が行われる当社株式等の上限数は、3事業年度あたり25万株(※)とします。

※上記の信託金の上限額を踏まえて、現時点の株価等を参考に設定しています。

(8) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記(7)の信託金の上限額及び交付等株式数の上限の範囲内で、株式市場からの取得を予定しています。

なお、信託期間中、取締役等の増員等により、本信託内の株式数が信託期間中に取締役等に付与されるポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合には、上記(7)の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を拠出し、当社株式を追加取得することがあります。

(9) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式(取締役等に交付等が行われる前の当社株式)については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(10) 本信託内の当社株式に係る配当の取扱い

本信託内の当社株式にかかる配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充当されます。

(11) 信託期間満了時の残余株式及び配当金の残余の取扱い

信託期間の満了時に生じた残余株式は、本制度またはこれと同種のインセンティブプランとして本信託を継続利用する場合、取締役等に対する交付等の対象となります。信託期間の満了により本信託を終了する場合には、株主への還元策として、本信託は当社に当該残余株式を無償譲渡した上で、当社はこれを取締役会決議により消却する予定です。

また、信託期間の満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当金の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間満了により本信託を終了する場合には、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金を超過する部分について、当社及び取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(ご参考)

【信託契約の内容】

- | | |
|-----------|---|
| ① 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ② 信託の目的 | 取締役等に対するインセンティブの付与 |
| ③ 委託者 | 当社 |
| ④ 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社（予定）
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社） |
| ⑤ 受益者 | 取締役等のうち受益者要件を満たす者 |
| ⑥ 信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| ⑦ 信託契約日 | 2023年8月（予定） |
| ⑧ 信託の期間 | 2023年8月（予定）～2026年8月（予定） |
| ⑨ 制度開始日 | 2023年8月（予定） |
| ⑩ 議決権行使 | 行使しないものとします |
| ⑪ 取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫ 信託金の上限額 | 1億5,000万円（予定）（信託報酬・信託費用を含む。） |
| ⑬ 株式の取得時期 | 2023年8月16日（予定）～2023年9月22日（予定）
（なお、決算期（中間決算期、四半期決算期を含む。）末日以前の5営業日から決算期末日までを除く。） |
| ⑭ 株式の取得方法 | 株式市場から取得 |
| ⑮ 帰属権利者 | 当社 |
| ⑯ 残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

以 上